

## おまかせ機器補償 提供に関する特定商取引法に基づく表示

おまかせ機器補償の提供に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読み下さい。

### ●おまかせ機器補償 提供事業者：

[ジェイコムグループ各社](#)

上記掲載の各社いずれかとテレビ、インターネット、電話サービスなどをお客さまが契約している法人になります。

### ●おまかせ機器補償 提供価格（月額基本料金）：

サービス名	提供価格
おまかせ機器補償 テレビプラン（単体）	500 円（税抜）
おまかせ機器補償 パソコン&タブレットプラン（単体）	500 円（税抜）
おまかせ機器補償 オールインワンプラン（単体）	1,000 円（税抜）

※1：弊社が別途提供するおまかせサポートとあわせてご加入いただく場合、以下の提供価格となります。

サービス名	提供価格
おまかせ機器補償 テレビプラン（セット）	400 円（税抜）
おまかせ機器補償 パソコン&タブレットプラン（セット）	400 円（税抜）
おまかせ機器補償 オールインワンプラン（セット）	900 円（税抜）

※2：ご契約成立日を含む月（以下、「契約成立月」といいます。）の月額基本料金は無料とし、契約成立月の翌月分から月額基本料金を請求します。弊社が別途提供する J:COM NET（以下、「J:COM NET」といいます。）の新規申込みと同時に おまかせ機器補償のお申込みをされたお客さまの場合、J:COM NET の工事完了月の翌月分から月額基本料金を請求します。解約月は1ヶ月分の月額基本料金を請求します。

### ●おまかせ機器補償の提供開始時期：

- ・既に J:COM NET にご加入のお客さまへのおまかせ機器補償の提供開始時期は、契約成立月の翌々月となります。
- ・J:COM NET の新規申込みと同時に おまかせ機器補償のお申込みをされたお客さまへのおまかせ機器補償の提供開始時期は、J:COM NET の工事完了月の翌々月となります。

### ●おまかせ機器補償の契約期間：

- ・既に J:COM NET にご加入のお客さまへのおまかせ機器補償の契約期間は、お申込みを弊社が承諾したときから、契約終了までの期間です。
- ・J:COM NET の新規申込みと同時に おまかせ機器補償のお申込みをされたお客さまへのおまかせ機器補償の契約期間は、J:COM NET の工事完了日から、契約終了までの期間です。

### ●支払方法および支払時期：

おまかせ機器補償の契約成立月の翌月から、J:COM NET の料金のお支払い時に一括して、申込書でお客さまが指定したお支払方法（金融機関の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段）にて

お支払いいただきます。

●クーリング・オフについて：

1. 本書面の受領日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、おまかせ機器補償に関する契約を解除することができます。ただし、J:COM NET の新規申込みと同時におまかせ機器補償のお申込みをされた場合、別途弊社が交付する「ご契約内容のご案内」（契約締結後書面）をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、弊社に書面でお申し出いただければ、おまかせ機器補償に関する契約を解除することができます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたときに効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、
  - ① 既におまかせ機器補償がお客さまにおいて提供開始されている場合で、おまかせ機器補償の提供終了に要する費用がある場合、当該費用は弊社が負担いたします。
  - ② 既におまかせ機器補償の月額基本料金の全部または一部をお支払いいただいている場合、弊社は速やかに、お支払いいただいた当該全額を返還いたします。
  - ③ お支払いいただく月額基本料金は、直ちに支払いを停止できず、J:COM サービスの月額基本料金などと共に、一旦ご登録のクレジットカードもしくは口座振替でのご請求が発生することがあります。その場合、一旦お支払いいただいた当該料金は、お客さまのJ:COM サービスの月額基本料金より差し引く方法により、返金させていただきます。当該月のみで全額を差し引けない場合は、残額を当該翌月以降の月額基本料金より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたら、別途お申し出ください。
  - ④ 弊社は、お客さまがおまかせ機器補償をご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

✓ 制限事項

- ✓ おまかせ機器補償は、J:COM NET にご加入いただいている、または同時に J:COM NET にお申し込みをいただいたお客さまにご提供いたします。J:COM NET のご利用には、月額基本料金、工事費などが必要です。J:COM NET を解約された場合、おまかせ機器補償も併せて解約となります。J:COM NET の解約には撤去費が必要です。
- ✓ おまかせ機器補償の提供開始後に発生した機器の故障でも、補償の対象外となる場合があります。詳しくは弊社が別途定める「おまかせ機器補償利用規約」および「おまかせ機器補償に関する重要事項説明書」をご確認ください。
- ✓ おまかせ機器補償の修理サービスは、別表で補償上限金額及び補償上限回数を定めています。補償上限金額を超える場合は、契約者が超えた部分に関する費用を負担するものとします。
- ✓ お客さまが修理サービスに代わり、代替品提供サービスの選択を希望し、当該代替品提供サービスの提供価格が別表に定める補償上限金額を超える場合は、契約者が超えた部分に関する費用を負担する場合のみ、弊社は代替品提供サービスで対応します。
- ✓ 別表に定める補償上限回数を超えた場合、弊社はお客さまに対し、該当する期間の1年間はおまかせ機器補償を提供しません。

- ✓ お客さまがおまかせ機器補償の解約を行った場合、弊社が解約を承諾した日が属する月の翌月から起算して10ヶ月目の月末時点まで、おまかせ機器補償の同一プランに再加入することができません。

別表（補償上限金額及び補償上限回数）

プラン名	テレビプラン	パソコン&タブレットプラン	オールインワンプラン
補償上限金額（税込）	テレビ：60,000円	パソコン：40,000円 タブレット端末：30,000円 ※ J:COM MOBILE 端末を含む携帯電話通信会社より販売される端末は補償対象外となります。	テレビ：60,000円 パソコン：40,000円 タブレット端末：30,000円 周辺機器（※）：10,000円 ※ルーター、ゲーム機、家庭用プリンター、外付けHDD
補償上限回数	各プラン2回/年（1回あたり1台）		